まちづくり基本条例検討委員会　第７回会議次第

日時：平成１９年２月３日（土）
　　午前９時
場所：熊谷市役所３０２会議室

１ 開会

２ あいさつ

３ （仮称）熊谷市自治基本条例の検討

４ 諸連絡
（１）次回会議について
　　日時　２月２４日（土）　午前９時から
　　場所　熊谷市役所３０２会議室

５ 閉会

―（仮称）熊谷市自治基本条例案　概要　－検討資料－

前文（素案）

私たちの熊谷市は、関東の母なる二大河川、荒川と利根川を擁する史上初めての都市として誕生しました。

大河の流れと悠久の歴史の中で、豊かな大地の恵みを受けて、私たちの先人たちは勇気をもって幾多の困難を乗り越え、誇りある伝統と文化を育み、熊谷市の大いなる個性と優れた中心性を培ってきました。

時代は進み情報が瞬時に国境を超える現代にあって、その個性は市民一人ひとりに存在意義をもたらし、その中心性により自由・平等・友愛を国際感覚として受け入れることができるようになりました。

そして今、未来を想うとき、子どもたちの夢に希望を託すとき、私たち熊谷市民は世界を意識しながら、熊谷市の内なる魅力を最大限に発揮し、誇りある地域社会を築いていくことが大切になっています。そのためには、市民相互の理解と尊重をもとに、役割を分担し責任を果たし協力し合う中で、将来にわたって自治の基本となる考え方や仕組みを明確にしなければなりません。

よって、ここに地域社会の主権者である市民を主体にした、協働による自治の実現に努めることを基本理念とした熊谷市自治基本条例を制定します。

第１　総則

１　目的

この条例は、熊谷市の住民自治の基本原則を定め、自治の推進に関する市民、議会及び行政などの役割を明らかにし、市民主体の豊かで活力のあるまちづくりを推進することを目的とします。

２　用語の定義

この条例において使用する用語の意義は、次のとおりとします。

①市民　市内に住み、働き、学び、若しくは活動する人又は市内に事業所を置く次号に規定する事業者等をいいます。

②事業者等　市内において、営利又は非営利の活動、公共的活動その他の活動を営む団体をいいます。

③市　市議会及び執行機関をいいます。

④執行機関　市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。

⑤参画　まちづくりに関する施策の立案、実施及び評価の各段階に市民が主体的に参加することをいいます。

⑥協働　まちづくりのために、市民及び市が、それぞれの役割及び責任を自覚しながら、課題の解決に向け共に考え行動することをいいます。

⑦コミュニティ　地域社会を形成する組織及び集団をいいます。

第２　基本原則

１　市民参加の原則

まちづくりは、市民１人ひとりが主体となり推進することとし、市は、市民に市政への参加の場と機会とを保障することを原則とします。

２　協働の原則

市民及び市は、それぞれの役割及び責務を自覚し、知恵を出し合いお互い協力しながら、まちづくりを進めることを原則とします。

３　情報共有の原則

市民及び市は、市民参加及び民主的な市政運営の推進のために、まちづくりに関する情報を共有することを原則とします。

第３　市民の役割

１　市民の権利

（１）市民は、まちづくりの主体であり、市政に参加する権利及び市政に関する情報を知る権利を有します。

（２）市民は、自ら考え行動するために学ぶ権利を有します。

２　市民の責務

（１）市民は、前条に定める権利を行使して主体的にまちづくりに参加するよう努めます。

（２）市民は、自ら有する能力を、まちづくりにいかすよう努めます。

（３）市民は、行政サービスに要する経費を応分に負担します。

３　事業者の責務

事業者は、地域社会の一員として社会的役割を自覚し、地域社会への貢献に努めます。

第４　市議会

１　議会の責務

（１）議会は、選挙で選ばれた市民の代表である議員によって構成される意思決定機関であることから、市民の意思が市政に反映されるよう努めます。

（２）議会は、議会情報の公開を進め、透明性を確保し、民主的な運営に努めます。

２　議員の責務

議員は、積極的に市民の意向把握に努め、社会的貢献に努めます。

第５　執行機関

１　市長の責務

（１）市長は、市民参加の機会を拡充し、市民の意見を適切に反映するよう努めます。

（２）市長は、この条例の目的遂行のため、誠実かつ公正に市政運営に当たります。

２　職員の責務

（１）職員は、常に自己研鑽に努め、全体の奉仕者として誠実、公正かつ能率的に職務を遂行します。

（２）職員は、職員としてはもとより、一市民としても、積極的にまちづくりの推進に当たります。

第６　参加及び協働

１　市民参加及び協働の推進

（１）市民及び市は、市民による市民参加及び協働による事業の推進に努めます。

（２）市は、重要な施策の立案、実施、評価の各段階に市民が主体的に参画できるよう努めます。

（３）市は、この条例に基づき、市民参加及び協働によるまちづくりを推進するための体制を整備します。

２　附属機関等

市は、附属機関等を設置する場合は、その委員の一部を公募により選任するよう努めるとともに、男女の均衡について配慮して幅広い年齢層から選任するよう努めます。

３　自主的なまちづくり活動の促進

市は、市民による自主的なまちづくり活動を促進するために、市民、事業者等との連携を図りながら、情報の提供、相談その他必要な措置を講じます。

４　コミュニティ

（１）市民は、地域の自主的な課題解決のため、地域コミュニティの意義と必要性を理解し、積極的に参加するよう努めます。

（２）市は、活力ある地域社会の実現に寄与する地域コミュニティの育成を図るとともに、その活動を守り、育てるように努めます。

第７　市政運営

１　情報公開

市は、市政に関する情報を公開するとともに、適切に、市民に分かりやすい方

法で情報提供するよう努めます。

2　個人情報保護

市は、市民の権利利益の保護を図るため、個人情報を適正に保護します。

3　説明責任

市は、重要な施策の立案、実施、評価の各段階において、市民にわかりやすく説明するよう努めます。

4　応答責任

市は、市民のまちづくりに関する提案、意見、苦情及び要望に対して速やかにかつ誠実に応答するよう努めます。

5　意見公募手続

市は、重要な施策の策定又は改廃に当たっては、事前に趣旨、内容その他事項を公表し、市民の意見を聴くとともに、当該意見に対する市の考えを公表し、当該意見を勘案し意思決定を行う意見公募手続を実施し、その他の案件についても、必要により意見を求め公表します。

6　都市経営

（1）市は、行政組織の簡素化を推進し、最小の経費で最大の行政サービスを行うよう努めます。

（2）市は、計画的、効率的かつ効果的な施策の展開により健全な財政運営に努めます。

（3）市は、行政サービスを受ける市民間の負担の適正化を図ります。

7　行政評価

市は、施策の成果目標を明確にして事業を行い、効率的かつ効果的な市政運営を行うために行政評価を実施し、その結果を検証し施策に反映させるよう努めます。

第8　最高規範

1　最高規範

この条例は、本市の自治の基本を定めた条例であることから、他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重するよう努めます。

第9　条例の見直し

1　条例の見直しと改正

市は、社会経済情勢の変化に対応するため、必要に応じてこの条例を見直します。